

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行
平成24年12月10日現在

1. 商品名	・ 期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	・ 個人のお客様
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年（据置期間1年） ・ 満期日は、この預金の全部または一部についてお預入れ日の1年経過後から3年までの任意の日を指定することができます。（ただし、満期日の指定をするときは、その1か月前までに通知することが必要となります） ・ お預入れ時のお申出により、最長お預入れ期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いがご利用いただけます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括でお預入れいただきます。 ・ 1円以上300万円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ時の店頭表示の金利を満期日まで適用いたします。 ・ 満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利で計算いたします。
7. 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・ 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。
8. 手数料	-
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります） ・ マル優制度の利用対象となります。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき、お預入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 【中途解約利率】 (1) 6か月未満……………解約日における普通預金利率 (2) 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

<p>1 1 .その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・満期日の指定がないときは、最長お預入れ期限が満期日となります。 ・預金保険制度の対象となります。 <p>(1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本 1 , 0 0 0 万円までとその利息等が保護されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口へご照会ください。
<p>1 2 . 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>